

社会福祉法人埼玉県共同募金会災害支援制度運営要綱

1 目的

この要綱は、国内の大規模災害の発生に際し、社会福祉法人埼玉県共同募金会（以下、「本会」という。）が、全国の都道府県共同募金会（以下、「県共募」という。）と協調し、社会福祉法に基づき積み立てた災害等準備金（以下、「準備金」という。）を原資として行う被災者支援の制度を適正かつ効果的に運用するため定めるものである。

2 実施主体並びに連絡調整

法に基づく準備金の積立て、助成及び拠出は県共募が実施主体となり行う。

また、準備金の拠出に係る連絡調整については、中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）が行う。

3 実施要領の策定

この要綱の運用に際しては、別途「災害支援制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）を策定する。

4 対象とする災害

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する災害及び厚生労働省令（社会福祉法施行規則第三十七条）で定める次の災害とする。

- （1）災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項に規定する災害
- （2）被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第一条第二号又は第三号に規定する自然災害

5 対象とする団体等

- （1）市町村段階等で災害ボランティアセンター等を設置した社会福祉協議会及びボランティア団体・グループ
- （2）都道府県段階で災害ボランティアセンター等を設置した都道府県社会福祉協議会
- （3）被災地で支援活動を行うボランティア団体・グループ等
- （4）被災により破壊・破損した社会福祉施設

6 準備金の助成及び拠出の手順

（1）準備金の助成

本県において準備金の助成を必要とする災害が発生した場合は本会の準備金から助成する。

ただし、本会の準備金を上回る支出が見込まれる場合は中央共募を通じて、関東ブロック及び全国の県共募へ準備金の拠出を要請する。

（2）関東ブロック内の共同募金会に対する準備金の拠出

関東ブロック内で準備金の拠出を必要とする災害が発生し、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）が被災県共募の準備金積立額を上回り、当該共同募金会から拠出要請があつ

た場合は、関東ブロック内の共同募金会が保有する準備金の中から中央共募等の調整に基づき拠出する。

(3) 全国の県共募に対する準備金の拠出

被災県共募における準備金推計必要額が、被災県及び当該共同募金会が属するブロック内の共同募金会で拠出できる準備金合計額を上回り、当該共同募金会から拠出要請があった場合は、全国の県共募が保有する準備金から中央共募の調整に基づき被災県共募へ拠出する。

(4) 拠出を受けた準備金の返還

拠出を受けた準備金に余剰金が生じた場合は、拠出額に応じて返還する。

7 準備金の使途

(1) 被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営に関わる経費

(2) 被災地におけるボランティア活動に関わる経費

(3) 公費補助の対象とならない福祉施設の整備・設備費に関わる経費

(4) 助成基準は、実施要領によるものとする。

8 準備金の交付

準備金は、当該被災県共募が交付する。

9 準備金の管理・運営

本会が積み立てた準備金及び他の県共募から拠出を受けた準備金の管理・運営は、配分委員会の承認に基づき行う。

10 制度の施行

本制度は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

令和4年6月14日 一部改正